

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第 9 条第 4 項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の23において準用する第 5 条第 1 項（許可の申請）、第31条の23において準用する第 9 条第 3 項第 1 号（許可証の記載事項の変更の届出）、法第31条の23において準用する第 9 条第 4 項（許可証の書換え） 規則第 1 条（書換え申請書の提出）、第90条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 合 せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：